

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 177

2018. 11・12

主な内容

- ◆ 平成31年度税制改正に関する提言
- ◆ 税務署からのお知らせ

財政健全化目標の早期達成と、 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間で集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によっ

て可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を

緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

新事業承継税制とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山宅 孝道

 **リサ** 最近話題になっている新事業承継税制とは、どのような制度なのでしょう。

 **サキ先生** 平成30年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、贈与者・被相続人の要件及び後継者の要件等が改正された特例措置が創設されました。この特例措置については、10年間の措置ですので、2018年1月1日から2027年12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続が対象となっています。

 **リサ** 特例措置について、具体的に猶予される税額は変わるのですか。

 **サキ先生** 今までの一般措置は猶予の対象となる株式が発行済議決権株式総数の3分の2までであり、贈与税はその全額、相続税はその80%が猶予されました。新たな特例措置については、猶予の対象となる株式が全ての発行済議決権株式となり、贈与税・相続税ともその全額が猶予されることになっています。

 **リサ** 特例措置については、代表権を有していなかった人からの株式も対象になると聞いていますが、詳しく教えてください。

 **サキ先生** 一般措置は、先代経営者からの贈与や相続で取得した株式についてしか、納税猶予の対象となりませんでしたが、今回の特例措置では、先代経営者からの贈与や相続を受けた上で、先代経営者以外の人を持っている株式も納税猶予の対象となりました。例えば、お父様が先代経営者で、お母様が株式の一

部を持っている場合なども、その株式が納税猶予の対象となります。また、先代経営者と親族関係がない、第三者が持っている株式であっても対象となります。

 **リサ** 贈与の場合、その時期や期限とかはありますか。

 **サキ先生** 代表権を有していなかったお母様から株式の贈与を受け、特例措置の適用を受ける場合、先代経営者の贈与の日から経営継承期間内に申告期限が到来する株式の贈与が対象となります。

具体的な例として、先代経営者であるお父様からの株式の贈与が2018年11月1日だった場合、特例経営贈与承継期間はお父様からの贈与の申告期限である2019年3月15日の翌日から5年後の2024年3月15日となります。お母様からの株式の贈与が対象となるのは、お父様からの株式の贈与の日からこの期間内に贈与税の申告期限が到来する株式の贈与になりますので、2023年12月31日までに贈与された株式が対象となります。特例経営贈与承継期間内（2024年3月15日まで）に贈与された株式ではありませんので、注意しなければいけませんね。

なお、お父様からの株式贈与の前にお母様から株式の贈与を受けた場合、それは対象外となります。

 **リサ** 時期や期限に注意しないと大変なことになってしまいますね。

 **サキ先生** そうですね、ほかにも特例承継計画の提出などの適用要件はありますから、適用要件を確認しながら進めることが大切ですね。

【筆者紹介】 山宅 孝道（やまけ たかみち）

1965年生まれ。東京国税局管内の税務署において管理・徴収部門、法人課税部門、資産課税部門等の事務に従事し、武蔵府中税務署資産課税部門上席国税調査官を最後に2013年7月退職。

埼玉県さいたま市で税理士登録。近著「所得税重要事例集」（共著、税務研究会）。



話すことは、 モヤモヤを突き放すこと

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆「思っていることを相手に言えずに 悩んでいます」

20代後半の女性社員が語り出しました。メーカーの経理部勤務。専門学校で簿記・経理を学び就職して5年目。実直な仕事ぶりは周囲からも認められていました。コツコツと取り組むタイプで、遠慮がちで引っ込み思案とも語りました。それでもミスなく仕事ができれば、と思っていたのですが、女性の先輩社員が、仕事の手順を急に変えたり、余分な仕事を押し付けて早く帰ってしまう姿に耐えられなくなりました。自分の思いを伝えたいのですが、勇気がなくつい黙ってしまい、気持ちが沈みます。

皆さんも経験し、職場でもよく見かけることだと思います。言いたいことを心に溜めて我慢しているとどうなるでしょう。不満がお腹に溜まりすっきりしません。「思う事言わねば腹ふくる」ということわざもあります。この状態が続くと、心と身体のバランスが崩れ、ストレスによる心身の症状が進行していきます。早く対処しなければいけません。どうしたらいいでしょう。

◆古今東西、言い伝えられていたことわざです

対処法にたどりつく前に、このことわざについて触れます。共通する話は少なくありません。『王様の耳はロバの耳』という話をご存知の方も多と思います。ギリシャ神話から題材を取った児童劇の戯曲です。王様に呼ばれた床屋さんが、王様のロバのように大きい耳に驚きましたが誰にも言えません。相談を受けた医者「言いたいことを我慢してお腹がふくれる病気だ。このままでは死ぬぞ。せめて穴を掘ってその中に叫びなさい」とアドバイスした話です。ハッピーエンドになるストーリーですが、その結論はここでは省略します。

日本でも鎌倉時代の吉田兼好の随筆『徒然草』

に、「おぼしき事言はぬは腹ふくるるわざなれば」とあります。その原典が平安時代の随筆『大鏡』と言われています。さらに遡れば中国の宋の時代の書物にもあることが分かりました。大昔から言い伝えられていたのです。『徒然草』では、思うことを気晴らしで書いた後は人に見せないで破って捨てると続きます。穴を掘って言い放つことと合わせて、悶々としたら行動でストレスを解消していたことが分かります。

◆自己表現のポイントは 「気持ちを言葉にして伝える」こと

さて現代の対処法はどうでしょう。紙に書き出して捨てる、穴を掘って嫌なことを叫ぶ、なども悪くはないのですが、例えば職場の対人関係に悩んでいる場合は、適切ではないでしょう。よく言えば自己満足。何も解決しません。ここで強調したいのは「アサーティブな自己表現」です。ポイントは3つ。①事実を伝える ②気持ちを言葉にして伝える ③そして提案する、です。いきなりこの3つを表現することは難しいでしょう。ひとつでもふたつでも構いません。経理部の女性に当てはめれば、「急に手順を変えられると不安になります。事前にみんなに話していただけないでしょうか」という言い方はできないでしょうか。

黙っていないで話すこと。最初はやんわりとでも、短くても構いません。「話す」は「放す」につながります。話すことで気持ちのモヤモヤを突き放すことができるのです。

【筆者紹介】 柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

日野税務署からのお知らせ



「給与等の法定調書（合計表）」と
「給与支払報告書」の作成・提出は



e-Tax・eLTAX をご利用ください!

オフィスからインターネットを利用して法定調書や給与支払報告書の提出ができるので、税務署や市区町村への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

まずは

e-Tax・eLTAXのメリット

- ① 給与支払報告書を市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能
- ② 給与計算ソフト等で作成したCSVファイルの読み込みが可能
- ③ 支払調書等の印刷、押印事務が軽減
- ④ 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減
- ⑤ 封入誤りなどの「リスク」が軽減
- ⑥ 送付料金や送付事務が削減
- ⑦ 平日8時30分から24時まで利用可能

⇒ 平日24時間に拡大予定※

(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

さらに5月、8月、11月の最後の土日も
利用可能

⇒ 毎月の最後の土日に拡大予定※

(月末が土曜日の場合、翌月初の日曜日)

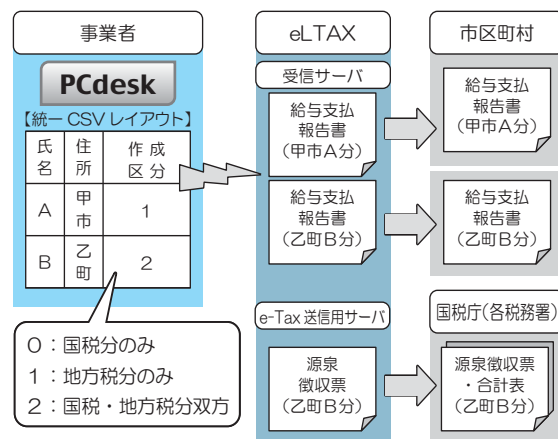
※ 平成31年1月から



さらに

給与支払報告書・源泉徴収票 提出一元化

平成29年1月4日から、eLTAXのPCdeskで給与支払報告書データを作成する際、源泉徴収票としても送信する場合は、「作成区分」に「2」と入力すれば、源泉徴収票データも同時に作成され、各税務署にも提出できます。



※ その他の法定調書は、従来どおりe-Taxをご利用ください。

支払調書・給与支払報告書の種類ごとに、前々年に提出すべき法定調書等の枚数が1,000枚以上である法定調書については、電子又は光ディスク等による提出が義務付けられていますが、平成33(2021)年1月1日以降に提出すべき法定調書について、提出義務に係る基準が100枚以上に改正されました。

平成30年分法定調書の提出期限は、平成31年1月31日(木)です。

詳しくは、

e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)

eLTAXホームページ (www.eltax.jp)

をご覧ください。 [イータックス](#) [検索](#) Click!



2019年
(平成31年)

新春講演会 新年賀詞交歓会

聴講無料

とき 平成31年1月8日(火) 午後3時30分 開会

ところ 京王プラザホテル多摩 ☎042-374-0111
京王・小田急多摩センター駅前 無料駐車場あり

第1部 新春講演会

午後3時30分～午後5時

テーマ 地域から日本を変える！
これからの企業のあり方

講師 フリーキャスター
事業創造大学院大学客員教授

伊藤 聡子 氏

プロフィール

いとう さとこ

1967年生まれ。新潟県糸魚川市出身。東京女子大学文理学部卒。大学在学中に関口宏のサンデーモーニング(TBS系)でデビュー。ベストタイム(TBS系)・スーパーモーニング(テレビ朝日系)・アクセス(TBSラジオ)などの番組キャスターとして活躍。

2002年に一度仕事から離れ、ニューヨークへ留学しアメリカ社会学を学ぶ。現在は、JICAを通じてカンボジアやネパール視察をするなど、国際貢献への関心を高く持ち、活動している。

2010年に、事業創造大学院大学(新潟県)客員教授就任。

現在、キャスター、コメンテーターとして、報道情報番組などに出演中です。



第2部 税の絵はがきコンクール表彰式

午後5時10分～午後5時30分

第3部 新年賀詞交歓会

午後5時40分～

懇親会費 正会員5千円、賛助会員(個人事業者等)7千円(当日受付にて)

※同封の案内状にて事前のお申し込みをお願いいたします。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出などの
手続きがインターネット
で行えます。

電子申告で効率UP!



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

新入会員名刺交換会 新入会員46名が出席

組織委員会、研修厚生委員会合同企画による、新入会員名刺交換会が、10月5日京王クラブを会場に開催されました。当日は過去3年間に入会された会員46名など計90名が出席、法人会の概況や活動内容の紹介後、一人ひとりが出身地や趣味、自己PRなど記入したプレートを下げ、それぞれ自社のPRなど有意義な時間を過ごしました。参加した新入会員からは「今回初めて参加しました。役員や税務署の方々との名刺交換や異業種の方々との情報交換など、楽しい時間を過ごさせて顶きました」などの声が多く寄せられました。



法人会は楽しい会です。今日を機会に法人会の事業に、ぜひ参加してくださいと挨拶する岩田会長



私どもも法人会の活動には積極的に支援させていただきまますと挨拶する御幡日野税務署長



プレートを下げて名刺交換

第19回会員交流チャリティーゴルフ大会 115名がプレー 今年も社会福祉協議会へ贈呈

恒例の第19回会員交流チャリティーゴルフ大会が、10月15日桜が丘カントリークラブで開催されました。秋空の下で29組115名が参加、和やかな雰囲気の中でプレーが行われました。参加者から寄せられた総額13万2千円のチャリティー金は、日野、多摩、稲城の各社会福祉協議会へ均等に贈呈いたしました。



女性部会で7番のチャリティーホールを担当



岩田会長より3市の社会福祉協議会へチャリティー金を贈呈



優勝した佐藤広康氏（多摩ホームペイント株式会社）

源泉部会テーマ別研修会

源泉部会では、9月19日京王クラブを会場にテーマ別研修会が開催されました。（出席者17名）

第1講座 源泉所得税の誤りやすい事例研究
講師 日野税務署法人課税第一部門
源泉所得税担当 佐々木 上席

第2講座 労働実務セミナー
（東京都労働相談情報センター八王子事務所共催）
まったなし！働き方改革の進め方
講師 特定社会保険労務士 遠藤 徹 氏



稲城地区見学研修会 山梨リニア見学センター

稲城地区では、会員相互の研修と交流を目的に、9月20日山梨方面への見学研修会が開催されました。山梨県立リニア見学センターは、日本で唯一時速500キロで走行する超電導リニアを間近で見られる施設として平成9年に開館。2027年にはリニア中央新幹線として、品川―名古屋間を40分で営業運転する予定とされています。



リニア実験車両の実車も展示



リニア中央新幹線開通後の山梨を舞台にした大型ジオラマ

体験乗車は出来ませんが、リニア試験車両の実車や大型ジオラマなどの施設を見学しました。その後、信玄餅で有名な桔梗屋本社工場での詰め放題体験や勝沼ワイナリー、ぶどう狩りなど、楽しい一日を過ごしました。
(参加者 31名)

「消費税軽減税率制度」をテーマに 日野地区第6支部で税務研修会

日野地区第6支部では、来年10月からの消費税軽減税率制度を主なテーマに、日野税務署金子審理担当上席に解説いただきました。
(出席者17名)



10月2日、多摩電気工事㈱会議室にて開催

源泉部会見学研修会 自衛隊体育学校、所沢航空発祥記念館

源泉部会では、部会員相互の研修と交流を目的に10月10日、見学研修会が開催されました。1964年の東京オリンピック重量挙げ金メダリストの三宅義信氏はじめ、オリンピック代表選手を数多く輩出している陸上自衛隊朝霞駐屯地内の自衛隊体育学校を訪れ、2020年の東京オリンピックをめざすウェイトリフティング、レスリング、ボクシング、射撃などの練習風景を身近で見学、特に2012年のロンドンオリンピック金メダリストの小原日登美さんにも偶然お会いし、参加者全員で声援しました。その後、所沢航空発祥記念館にも立ち寄り有意義な一日を過ごしました。



レスリングの競技施設で説明を受ける参加者



ウェイトリフティングを体験

その後、所沢航空発祥記念館にも立ち寄り有意義な一日を過ごしました。
(参加者 18名)

第9回 税に関する絵はがきコンクール 応募作品の入賞選考会

女性部会では、管内の全小学生を対象に実施した第9回税に関する絵はがきコンクールの応募作品の入賞選考会が、9月14日滝瀬担当副会長出席のもと開催されました。今年も1年生から6年生まで594作品（昨年は429作品）の応募があり、入選作品を選考しました。なお、表彰式は平成31年1月8日に京王プラザホテル多摩にて行われます。
(出席者 11名)



数多くの応募作品の中から選考する
滝瀬担当副会長、女性部会役員

給・排水・浄化槽・衛生設備・冷暖房・設計施工・住宅機器

☆ 増改のことなら何でもおまかせ

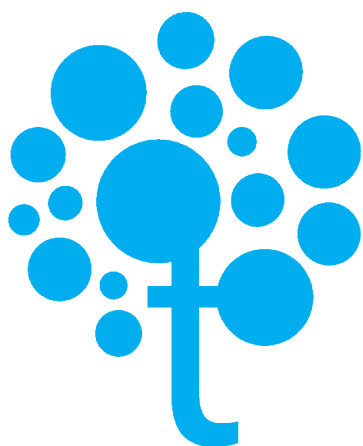
指定給水装置工事事業者 第3800号・日野市指定下水道工事店 第13号

有限会社 小島設備工業所

〒191-0003 東京都日野市日野台1-15-24

Tel 042-585-0538 Fax 042-585-0591

〈日野地区 第3支部所属〉



美しい時代へー 東急グループ

学校法人 五島育英会

東急自動車学校

東京都多摩市唐木田3-6 ☎ 042-372-0109

<http://www.109n.jp>

普通車・二輪車・準中型車・中型車・大型車
普通二種・中型二種・大型二種・けん引
ペーパードライバー教習・各種講習・研修 取扱
詳細は公式HPへ！お気軽にお問合せ下さい！

教習指導員募集中！詳細は公式HPをご覧ください。

〈多摩地区 第7支部所属〉

稲城 大勝軒 五

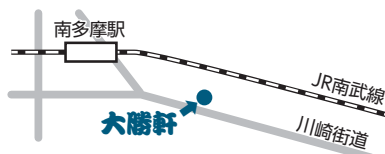
営業時間 平 日 11:00～15:00

17:00～20:00

土 日 11:00～20:00

木曜日 11:00～15:00

(都合により臨時休業する場合があります)



〒206-0801 東京都稲城市大丸515-3
TEL 080-4882-0051

〈稲城地区 第4支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

11月16日(金) 14:30	経営セミナー(失敗しない中途採用の極意)	多摩信用金庫高幡不動支店
17日(土) 14:30	「税を考える週間」協賛日野優良法人会公開講演会	イオン多摩平の森3階ホール
20日(火) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
23日(金) 11:00	租税教室を兼ねた会長杯争奪日野市少年サッカー大会	日野市北川原公園グラウンド
30日(金) 7:30	多摩地区見学研修会	ANA機体メンテナンスセンター
12月 4日(火) 16:00	女性部会日野地区税務研修会	多摩信用金庫高幡不動支店
6日(木) 14:00	新設法人説明会	日野税務署3階会議室
7日(金) 9:30	生活習慣病健診	パルテノン多摩
16:00	「税を考える週間」協賛署長講演会	京王クラブ
8日(土) 9:30	生活習慣病健診	日野市市民の森ふれあいホール
12日(水) 17:30	消費税軽減税率制度研修会/稲城市長講演会	稲城市地域振興プラザ
13日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室
23日(日) 13:20	租税教室を兼ねた会長杯争奪日野市少年サッカー大会表彰式	日野市北川原公園グラウンド予定
2019年		
1月 8日(火) 15:30	新春講演会/税に関する絵はがきコンクール表彰式 新年賀詞交歓会	京王プラザホテル多摩
11日(金) 14:00	決算法人説明会	日野税務署3階会議室

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

消費税軽減税率制度研修会・稲城市長講演会のお知らせ

と き **12月12日(水)** 午後5時30分

ところ 稲城市地域振興プラザ

次 第

- 第1部 税務研修会 午後5時30分～6時
消費税軽減税率制度について
日野税務署担当係官
- 第2部 市長講演会 午後6時～7時
稲城市長 高橋 勝浩 氏

編／集／後／記

今年も早いものであと1か月半。夏の猛暑から始まって、豪雨、台風、土砂災害、農作物の被害と自然の力に驚かされた年だった様に思います。

新しい年には雪が多いとの予報です。皆様もお身体に気を付けて良い年をお迎えください。

次号は1月15日の発行予定です。来年も宜しくお願いいたします。 広報委員 榎本 茂

法人会の法律相談

(東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談も可)

**1時間まで無料
お気軽にどうぞ!!**



○詳細は、事務局まで
お問い合わせ下さい。☎ 042-593-9900

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封しませんか。

配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。

封入費用は、1回あたり1万円です。

詳細は事務局までお問い合わせください。

表紙紹介

秋の多摩川

写真提供 小林 昌史 氏(多摩市愛宕)

地権者たちの組合施行により、区画整理事業が進む稲城市坂浜の小田良地区。丘陵地の頂きに、お茶碗が供えられた真新しい祠がひっそりと建っています。

これは「^{こうせんばあ}光仙婆さん^{ほんくら}の祠」といい、次のような言い伝えがあります。

江戸時代の宝暦年間（1751～1764）に、全国を修行中の尼僧がこの地に立ち寄ったところ、たちの悪い風邪にかかってひどい咳が止まず、ついに倒れてしまいました。

村人たちは小屋を建ててかわるがわる看病しましたが、甲斐なく病気に負けて亡くなりました。村人たちは尼僧を不憫に思い、祠を建てて丁寧に葬ったそうです。

その後、誰言うともなく、百日咳にかかったときは、この祠にお茶を上げ、そのお茶を病人に飲ませると必ず咳が治ると言われるようになりました。やがて靈驗あらたかと評判が広まり、祠を参拝する人が増えて「百日咳の神様」と呼ばれるほどになりました。

この祠にお参りして咳が治ったときは、お礼に新しい茶碗と、前にお茶をもらってきた時の茶碗と一緒に供える風習が広まり、次第に祠の中に茶碗が増えていったということです。

(出典：稲城市教育委員会刊「稲城の昔ばなし 改訂版」)



光仙婆さんの祠



区画整理が行われる前の祠



新しくなった祠



祠には茶碗が供えられている

